

3 高額介護サービス費等の一部の上限額が変わります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に、「現役並み所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身世帯383万円以上、2人以上世帯520万円以上の人）」が新設され、上限額が変わります。

(平成27年7月まで)		(平成27年8月から)	
利用者負担段階区分	上限額(月額)	利用者負担段階区分	上限額(月額)
一般	37,200円(世帯)	現役並み所得者	44,400円(世帯)※新設
住民税非課税世帯等	24,600円(世帯)	一般	37,200円(世帯)
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)	住民税非課税世帯等	24,600円(世帯)
・生活保護受給者等 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(世帯、個人)	・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
		・生活保護受給者等 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(世帯、個人)

4 特定入所者介護サービス費の適用条件が変わります

特定入所者介護サービス費とは

・・・所得が低い人が施設サービスなどを利用したときにかかる食費・居住費の負担を軽くするために支給される介護給付です。

- 配偶者（世帯分離をしている場合も含む）が住民税課税者の場合
- 預貯金等が単身の場合1,000万円、夫婦の場合2,000万円を超える場合

→ 平成27年8月から
給付の対象になりません

※「預貯金等」の範囲：預貯金、有価証券、金・銀など時価評価額が容易に把握できる貴金属、投資信託、現金、負債
※確認方法：自己申告となりますが、必要に応じて、通帳等の写しで確認します。
(偽りの申告により不正受給した場合は、罰則があります。)

※平成28年8月からは、非課税年金の額も対象となります。

5 多床室の居住費（基準費用額）が変わります

施設サービスを利用したときの、多床室の居住費（基準費用額）が次のとおり変わります。

1日当たり：370円



1日当たり：840円

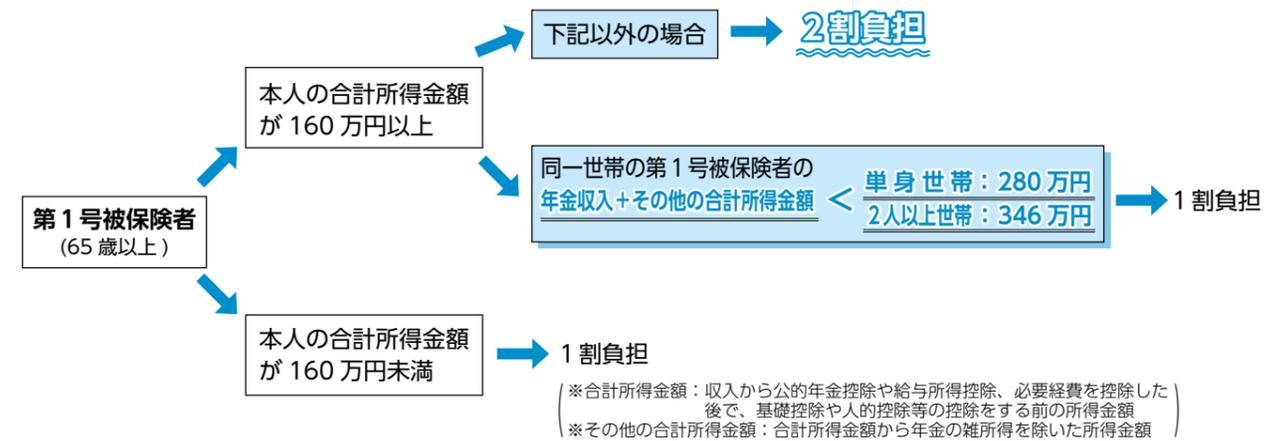
※ただし、市町村住民税非課税世帯に該当する方など、食費・居住費の負担軽減を受けている方については、変更ありません。

平成27年8月から変わります！

1 一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になります

平成27年8月から、一定以上の所得がある人を対象に、介護保険サービスを利用したときの利用者負担が「1割」から「2割」に変更されます。 ※第2号被保険者は、全て1割のまま変わりません。

一定以上の所得がある人とは・・・本人の合計所得金額が160万円以上で、かつ同一世帯の65歳以上の人（第1号被保険者）の年金収入+その他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上ある方です。



2 要支援・要介護の認定を受けた人に介護保険負担割合証が発行されます

上記1の変更により、利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。サービスを利用する際は、「介護保険被保険者証」とは別にこの「負担割合証」も必要になりますので、大切に扱きましょう。

住所・氏名・生年月日などが記載されています。

サービスを利用したときの、負担割合が記載されています。

一定以上の所得がある人
平成27年8月から、サービスを利用した際の利用者負担が、2割に変更されます。

それ以外の人
これまでと変わらず、利用者負担は1割です。

介護保険負担割合証の有効期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。

